

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 二 月 二 十 五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島八丁堀内科・胃腸内視鏡クリニック 腎泌尿器 青空クリニック	広島市中区八丁堀一一番一九号坪井第二ビル三階 広島市中区八丁堀一番一二号マスク八丁堀ビル八階	令和 七・三・一 "
クリニック キャンリブ	広島市西区高須一丁目四―三八	"

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年一月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田医院	広島市中区江波二本松一―一三―二〇	令和七・二・五

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年二月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小山齒科医院	尾道市古浜町二番四五号	令和七・三・一
みなと齒科	廿日市市上の浜一丁目一番五号	〃
ルートル齒科クリニック	廿日市市宮内二丁目一〇―三八	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年二月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンドラッグ藤三焼山薬局	呉市焼山中央一丁目一四番一号	令和七・三・一
エフ薬局	福山市新涯町三丁目二二番二六号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年一月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みょうじん薬局	広島市西区井口明神一丁目一五番二一號	令和七・二・一〇
サンリ薬局	広島市佐伯区八幡二丁目二番一〇号	令和七・二・一
すなめ利薬局	竹原市忠海中町二丁目二四六	〃
イオン薬局イオンスタイル尾道	尾道市天満町一七―五〇	令和七・二・一二